

## 山形県林業士（指導林業士・青年林業士）制度について

自ら意欲的な林業経営を実践し、地域の林業・木材産業の発展・活性化に貢献できる林業後継者等を知事が認定する制度で、「指導林業士」と「青年林業士」に区分し認定。

### 1 制度の概要

| 区分    | 発足年度 | 根拠  |
|-------|------|---|
| 指導林業士 | S55  | ・山形県林業士育成事業実施要領（昭和55年8月29日）<br>・山形県林業士認定制度実施要綱（平成28年3月30日）            |
| 青年林業士 | H28  | ※昭和55年度に導入した県独自の「林業士」制度を見直し、平成28年度から「青年林業士」を新設し、「指導林業士」と「青年林業士」に区分した。 |

### 2 林業士の要件

| 区分    | 要件  |
|-------|---|
| 指導林業士 | ①林業経営等における模範的施業技術を有するとともに、地域のリーダーであり、指導・後継者育成に努めている林業・木材産業経営者及び従事者<br>②5年以上青年林業士として活動、または林業・木材産業等の経営に5年以上従事<br>③概ね45歳～70歳 |
| 青年林業士 | ①地域のリーダーになろうとする意欲と目標を持ち、将来とも林業・木材産業に就業し、意欲的に取り組む若手の林業・木材産業経営者及び従事者<br>②林業・木材産業等に5年以上従事<br>③概ね45歳まで                        |

### 3 認定状況

|            | 指導林業士        | 青年林業士        |
|------------|--------------|--------------|
| H29 新規認定者数 | 1名（うち女性 0名）  | 7名（うち女性 0名）  |
| 既認定者数      | 40名（うち女性 1名） | 11名（うち女性 1名） |
| 計          | 41名（うち女性 1名） | 18名（うち女性 1名） |

### 4 活動内容

|       |   |
|-------|---|
| 指導林業士 | ①諸事業への協力 ②青年林業士、林業後継者等の育成指導<br>③研修会などを通じた資質向上 等 |
| 青年林業士 | ①諸事業への協力 ②県立農林大学校生等への指導<br>③研修会などを通じた資質向上 等     |

### 5 組織内容

|           |  |
|-----------|--|
| 山形県指導林業士会 | 1. 昭和55年11月設立、平成28年4月改称<br>2. 県内の指導林業士で組織され、会員の会費で運営 |
| 山形県青年林業士会 | 1. 平成28年7月設立<br>2. 県内の青年林業士で組織され、会員の会費で運営            |